

法律 基礎知識



法律の読み方①

吉田 利宏 Yoshida Toshihiro 元衆議院法制局参事

1987年衆議院法制局入局後、15年にわたり法案や修正案の作成に参画。主な著書に『法律を読む技術・学ぶ技術』[第3版](ダイヤモンド社)、『ビジネスマンのための法令体質改善ブック』(第一法規株式会社)など。

法律の構成

スマホで新聞を見るからかもしれませんが、学生に紙の新聞を渡して、「昨日の株価はいくらだった？」と尋ねても、なかなかその答えは返ってきません。「あれ、どこだっけ……」新聞のあちこちをめぐって探します。しかし、これがビジネスパーソンならすぐに答えが返ってくるはず。「経済面がどこか」ということが既に頭に入っているからなのでしょう。

法律もどこにどんなことが書かれているのか、「紙面割」みたいなものが頭に入っていると条文を探すのが早くなります。

● 本則と附則

法律は大きく「本則」と「附則」に分かれます。本則とは「これからもずっと必要な規定」のことです。一方、附則は「新しい制度が定着するまでの引き継ぎの規定」などのことをいいます。附則は新しい制度が定着したらもう用済みになるのが普通です。そのため、私たちが普通、目にする条文というのは、大概本則を指します。六法全書でも開かない限り、附則にお目にかかることはないかもしれません。その六法全書でさえ、附則は重要部分だけの掲載となっています。

本則と附則の規定事項の振り分けを身近な例で説明してみましよう。行きつけの薬局のポイントカードが新しくなったとします。そのポイントカードに関するルールをもし条文で書くとすれば、「ポイントの貯め方」とか「ポイントの使い方」といった事項が本則で書かれるべき事項です。「新しいポイントへの移行時期」や「古

いポイントから新しいポイントへの交換ルール」といったことが附則事項となるのでしょうか。

● 本則の4つのパーツ

本則は、さらに、その内容を4つのパーツに分けることができます。「総則」「実体的規定」「雑則」「罰則」がそれです。消費者安全法の規定を章ごとに分類すると、次のようになります。

本 則	総 則	・第1章 総則(1条-5条)
	実体的規定	・第2章 基本方針(6条・7条) ・第3章 消費生活相談等(8条-11条の26) ・第4章 消費者事故等に関する情報の集約等(12条-14条) ・第5章 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等(15条-37条) ・第6章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置(38条-45条)
	雑 則	・第7章 雑則(46条-50条)
	罰 則	・第8章 罰則(51条-57条)
附 則		

総則では、全体に共通することを定めます。次が**実体的規定**です。ここでは「この法律でやろうとする措置」が並びます。さらに、総則ほど重要ではないけれども全体に共通するこまごました規定が置かれているのが**雑則**です。そして、最後に刑罰などが定められている法律では**罰則**が置かれます。これが法律の紙面割といえるのです。

スタートは目的規定

どんな法律であろうと、真っ先に第1条を読むことをお勧めします。一部改正法を除いて、多くの法律の第1条は「目的規定」です。この規定にこそ、その法律が「どのような方法でどのようなことを実現したいのか」がまとめられているからです。目的規定には、「律義な」法律らしく、たどたどしい表現での決意表明がみられます。この「たどたどしさ」は、まじめな男性のプロポーズのようで好感が持てます。

「けんかもするかもしれないけれど、僕たちうまくやっていけると思うんだよ。お互い理解合って、温かい家庭を築いて、幸せになろうよ」

このプロポーズを分析すると、最初に、プロポーズに至った気持ちが述べられています。さらに、結婚の究極の目標である「幸せ」のために「温かい家庭を築くこと」や、結婚生活を支える手段として「お互いの理解」が欠かせないことが呼び掛けられています。

次に消費者安全法の目的規定をみてください。

○消費者安全法

(目的)

第1条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による措置と相まって、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

目的規定の多くは「手段+その手段により実現しようとする目的」という組み合わせでできています。消費者安全法でいえば、実現しようとする目的は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に寄与すること」です。

では、法はどのような手段で実現しようとしているのでしょうか？ 条文から主に5つの手段が用意されていることが分かります。その手段とは次のようなものです。

- | |
|------------------------------------------|
| ① 内閣総理大臣による基本方針の策定について定める |
| ② 都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置 |
| ③ 消費者事故等に関する情報の集約等 |
| ④ 消費者安全調査委員会による消費者事故等の調査等の実施 |
| ⑤ 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置 |

もともと、基本方針は全体に関わることなので総則にも分類できるものです。しかし、この法律では、基本方針を定めることを消費者の安全を確保するための大きな柱と位置づけているようです。そのため実体的規定の1つとして整理しました。

目的規定から全体を見渡す

さて、目的規定から、その法律の「したいこと」が分かったところで、先ほどの章名の表へと戻ってみてください。5つの手段が、目的規定に示された順番に定められていることが分かるでしょう。「目的規定はその法律のダイジェストだ！」と言うのはこうした目的規定の性格を表しているのです。